

公益社団法人新潟県看護協会情報公開規則

(目的)

第1条 この規則は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の精神にもとづき、公益社団法人新潟県看護協会（以下「本会」という。）が保有する情報の公開について必要な事項を定め、もって公正で開かれた公益団体としての事業推進に資することを目的とする。

(公開の対象とする情報)

第2条 この規則において公開の対象とする情報は、本会職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって本会が保有しているものをいう。

(公開請求権)

第3条 何人もこの規則の定めるところにより、本会が保有する情報の公開を請求することが出来る。

(利用者の責務)

第4条 この規則の定めるところにより情報の公開を請求する者は、この規則により認められた権利を正当に行使するとともに、情報の公開により得た情報を適正に用いなければならない。

(公開請求の手続き)

第5条 前条の規定により公開を請求しようとする者は、次の事項を記載した「情報公開請求書」（別紙様式）を作成のうえ本会に提出しなければならない。

ただし、看護協会が情報公開請求書の提出を必要ないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 公開請求をしようとする情報を特定するために必要な事項
- (3) その他情報公開請求書で定めた事項

(情報の公開義務)

第6条 公開請求が行われたときは、次条に定める非公開情報を除き、公開請求者に対して情報を公開しなければならない。

(非公開情報)

第7条 次の各号のいずれかに該当するものは非公開情報とする。

- (1) 法令の規定により公に出来ないこととされている情報
- (2) 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは個人を識別することはできないが公開することにより個人の権利利益を害するおそれのあるもの。
ただし、公開することについて本人の同意があるものを除く。
- (3) 公にしないことを条件として取得しているもの。
- (4) 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当の利益を害するおそれのあるもの。
- (5) 公にすることにより、犯罪の予防、公共の安全と秩序の維持に支障があると判断されるもの。
- (6) 国、地方公共団体、独立行政法人若しくは公社等との受委託・補助事業に関する情報であつて、公にすることにより事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれのあるもの。

(裁量的公開)

第8条 前条に定める非公開情報であっても、一部の情報を除外することにより非公開情報に該当しなくなる場合は当該非公開部分を除き部分公開することができる。

- 2 請求された情報が非公開情報であっても、公益上特に必要であると認めるときは当該情報を公開することができる。

(情報の存否に関する情報)

第9条 公開請求に対し、当該公開請求にかかる情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開する結果となるときは、情報の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することが出来る。

(公開請求に対する決定)

第10条 公開請求が行われたときは、公開請求が行われた日から起算して15日以内に公開するか否かの決定をし、文書により請求者に通知しなければならない。

ただし、第5条に定める情報公開請求書に補正を求めたときは、補正後の書類が提出された日を起算日とする。

なお、公開請求が行われた日に情報公開するときは口頭により通知することができる。

(公開の実施及び方法)

第11条 公開の実施を決定したときは、速やかに、公開請求者に対し、公開請求に係る

情報を公開しなければならない。

- 2 情報のうち、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況を勘案して看護協会が定める方法により行う。

(費用負担)

第12条 前条により情報の公開を受ける者は、別に定める費用を負担しなければならない。

(不服申立)

第13条 公開請求者は公開決定等について不服がある場合、文書により不服の申し立てを行うことができる。

- 2 前項の不服申立てが行われた場合は、次のいずれかに該当する場合を除き新潟県看護協会情報保護・公開審査会に意見を求め、その結果を公開請求者に対し文書をもって通知しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 不服申立てに係る公開決定等を取消し又は変更し、当該公開請求情報を公開するとき。

(情報公開審査会)

第14条 不服申立てを処理するため本会に情報公開審査会を設置する。

- 2 情報公開審査会の組織、権限等は別に定める。

(その他)

第15条 この規則を変更する場合は、理事会の議を経なければならない。

付 則

この規則は平成18年11月20日から施行する。

この規則による情報公開の規定は、平成19年1月1日以後に本会職員が職務上作成し、又は所得した情報について適用する。

改 正 平成25年 4月 1日

公益社団法人新潟県看護協会情報公開規則実施要綱

- 1 第12条に規定する費用は以下のとおりとする。
 - (1) 閲覧 1件1時間当たり 2,000円
 - (2) 写しの交付
 - ア 複写機によるもの 1枚につき20円
 - イ 電磁的記録によるもの 1件につき500円
 - (3) 会員登録情報の証明 1件につき20円

- 2 前記1の規定にかかわらず、次に該当するものは費用を徴収しない。
 - ア 会員が、会員に係る自分自身の情報について開示請求するとき。
 - イ 官公署からの情報開示請求で、その目的が公益に該当すると認められるとき。

この要綱は、平成19年7月23日から適用する。

情報公開請求書

平成 年 月 日

公益社団法人新潟県看護協会 様

(公開申請者)

住 所

氏 名

印

連絡先電話番号

新潟県看護協会情報公開規則第5条の規定により、次のとおり情報の公開を請求します。

記

1. 請求する情報公開の件名、または内容

2. 公開の方法

① 閲覧又は視聴

② 写しの交付 (郵送希望 有り 無し)

(注1) 請求する情報公開の件名、又は内容は、請求する情報が特定できるよう、情報の件名、又は知りたい事項を具体的に記入してください。

(注2) 公開の方法は希望する方法の番号等を○で囲んでください。

新 看 協 第 号
平成 年 月 日

○ ○ 様

公益社団法人 新潟県看護協会
会 長 ○ ○

情報公開請求に対する決定について（通知）

平成 年 月 日付けをもって情報公開請求の、○○に係る本会の会員資格について、公開することとしたので新潟県看護協会情報公開規則（以下「規則」という。）第10条により通知します。

なお、公開の実施及び方法等具体的事項については、事前に本会担当者に連絡のうえ行われるよう申し添えます。

また、この決定に不服がある場合には、規則第13条にもとづく不服申立ができますのでお知らせします。